

計画で検討すべきと考えられる事項（案）について （次期計画の骨子のイメージ）

1. 基本理念や目標

（参考）現計画における基本理念、基本目標

【基本理念】～未来を拓く共生社会へ～

地域や個人の自律性を高め、県民や各種団体、企業、行政などが協働することによって、世代や文化の違いを超え多様な価値観を認め合い、豊かな自然と調和する、人と人、人と自然が共生する社会を築き、私たちの暮らしの未来、社会の未来を拓きます。

【基本目標】～みんなで支え合う安心の地域づくり～

県民一人ひとりが、尊厳をもってその人らしい生活が送れるよう、住民をはじめ行政、民間事業者などすべての人たちの参画により、お互いに支え合いながら、安心して暮らせる地域づくりを進めます。

2. 地域社会を取り巻く現状

- 人口減少、高齢化の進展、単身世帯の増加
- 生活保護受給者の増加
- 地域福祉を支える担い手の不足
- 公的サービスでは対応が困難な福祉ニーズの増大
- 権利擁護事業契約件数の増加

3. 取組方針

1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項 （法第108条第1号）

（参考）現計画における柱立て

【共生の地域福祉の推進】

- （1）地域の暮らしを支えるセーフティネット
- （2）地域共生の仕組みづくり
- （3）災害時の支援体制づくり

（4）生活困窮者対策の推進（現計画からの追加）

（5）制度の狭間の解消（現計画からの追加）

2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項（法第108条第2号）

（参考）現計画における柱立て

【担い手づくり】

- （1）福祉学習の推進
- （2）ボランティアの育成
- （3）多様な事業主体の参入促進
- （4）専門的人材の確保・育成

3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項（法第108条第3号）

（参考）現計画における柱立て

【安心のサービス利用】

- （1）県民・利用者の権利擁護
- （2）苦情解決の仕組みの整備
- （3）サービスの質の向上

4. 指標による進行管理

（参考）現計画における指標

（1）共生の地域推進指標

市町地域計画の策定率：（当時）57.9%

（目標）平成27年度までに100%

（2）人材確保指標

福祉読本の活用率：（当時）小学校39.9%、中学校15.1%

（目標）平成27年度までに60.0%

（3）安心サービス指標

健康福祉サービス自己評価の実施率：（当時）78.0%

（目標）90.0%